

平成30年6月4日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目5番5号
セブンシーズホールディングス株式会社
代表取締役社長 藤 堂 裕 隆

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月19日（火曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成30年6月20日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区新橋一丁目18番1号
航空会館 201会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第14期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sshd.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や雇用環境の改善により回復基調ではあるものの、米国の政策動向や世界経済の不透明さもあり、依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、各事業において事業基盤の整備・拡充に取り組み、より付加価値の高いサービス、ソリューションの創出とお客様へのご提供を積極的に図ってまいりました。

不動産&フィナンシャル事業において保有不動産及び営業投資有価証券の売却を行った結果、当連結会計年度の売上高は522百万円（前連結会計年度2,692百万円）、営業損益は130百万円（前連結会計年度は△398百万円）、経常損益は127百万円（前連結会計年度は△397百万円）となり、負のれん発生益等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損益は449百万円（前連結会計年度は△464百万円）となりました。

なお、当社は、平成29年10月3日付「アクア戦略投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」のとおり、アクア戦略投資事業有限責任組合が平成29年10月4日から同年11月1日の期間において、当社普通株式への公開買付けを行うことに対し、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。その結果、平成29年11月2日付「アクア戦略投資事業有限責任組合による公開買付の結果並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」のとおり、公開買付けが成立し、アクア戦略投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるACA株式会社が当社の親会社に該当することとなりました。

剰余金の配当につきましては、長い間無配が継続しておりましたが、今期業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、1株につき10円の期末配当の実施を株主総会にお諮りさせていただくことといたしました。

当社グループは、「不動産&フィナンシャル事業」及び「メディア&マーケティング事業」で構成されております。

なお、当社は、当連結会計年度より、従来「フィナンシャルソリューション事業」としていたセグメントの名称を「不動産&フィナンシャル事業」へ変更しております。セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

セグメント別の概況は以下の通りです。

#### 【不動産&フィナンシャル事業】

当事業は、セブンスーズ・アセット・マネジメント株式会社及び第3四半期連結会計期間において連結子会社となった、ナッツリアルエステート合同会社及び池田不動産株式会社並びに合同会社バロンから構成されております。

当事業において、保有不動産及び営業投資有価証券の売却を行った結果、当連結会計年度の売上高は546百万円（前連結会計年度2,734百万円）となりました。

なお、同事業を営んでおりましたセブンスーズ債権回収株式会社は、平成29年8月4日をもって清算終了しております。

#### 【メディア&マーケティング事業】

当事業は、株式会社インターナショナル・ラグジュアリー・メディアから構成されており、コンビニエンスストア向け商材の委託を行いました。

当連結会計年度におきまして、事業縮小に伴い売上高より売上戻り高が上回ったことにより、当連結会計年度の売上高は△24百万円（前連結会計年度△41百万円）となりました。

なお、平成30年3月9日付で株式会社インターナショナル・ラグジュアリー・メディアの全株式を譲渡したため、メディア&マーケティング事業は廃止となります。

| 事業区別           | 売上高    | 構成比    |
|----------------|--------|--------|
| 不動産&フィナンシャル事業  | 546百万円 | 104.6% |
| メディア&マーケティング事業 | △24百万円 | △4.6%  |
| 合計             | 522百万円 | 100.0% |

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
当社は、平成29年11月27日開催の取締役会において、ナッツリアルエステート合同会社の持分を取得し、また、ナッツリアルエステート合同会社が組成する匿名組合を通じて池田不動産株式会社の株式及び合同会社パロンの持分を取得することについて決議し、連結子会社化いたしました。  
当社は、平成30年3月9日付で、子会社であった株式会社インターナショナル・ラグジュアリー・メディアの全株式を譲渡し、同社は当社の子会社ではなくなりました。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                                                            | 平成27年3月期<br>第11期 | 平成28年3月期<br>第12期 | 平成29年3月期<br>第13期 | 平成30年3月期<br>(当連結会計年度)<br>第14期 |
|----------------------------------------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                                      | 4,076,404        | 2,684,468        | 2,692,877        | 522,192                       |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△)(千円)                                 | 400,625          | △247,410         | △397,824         | 127,534                       |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 又 は<br>親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失 (△)(千円) | 120,848          | 34,124           | △464,221         | 449,928                       |
| 1株当たり当期純利益又は1<br>株当たり当期純損失(△)                                  | 16円81銭           | 4円75銭            | △65円81銭          | 66円25銭                        |
| 総 資 産(千円)                                                      | 4,721,271        | 3,905,813        | 2,841,487        | 5,373,553                     |
| 純 資 産(千円)                                                      | 3,193,096        | 3,226,100        | 2,716,652        | 3,075,248                     |

(注) 当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行いました。これに伴い、第11期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

| 会 社 名                      | 資本金(出資金)    | 当 社 対 于 議 決 権 比 率  | 当 社 と の 関 係            |
|----------------------------|-------------|--------------------|------------------------|
| アクア戦略投資事業<br>有限責任組合        | 2,090,000千円 | 65.56%             | 当社子会社の組成する<br>匿名組合への出資 |
| ACA株式会社                    | 189,816千円   | 65.56%<br>(65.56%) | 当社子会社との投資<br>顧問契約      |
| ACA Investments<br>Pte Ltd | 911,997千円   | 65.56%<br>(65.56%) | —                      |
| ACA Partners Pte<br>Ltd    | 1,265,110千円 | 65.56%<br>(65.56%) | —                      |

- (注) 1. 当社の親会社はアクア戦略投資事業有限責任組合であります。アクア戦略投資事業有限責任組合は平成29年11月9日付で公開買付けにより、当社株式を取得し議決権の65.56%(4,365,920株)を保有しております。
2. ACA株式会社はアクア戦略投資事業有限責任組合の親会社に該当し、ACA Investments Pte LtdはACA株式会社の親会社に該当し、更にACA Partners Pte LtdはACA Investments Pte Ltdの親会社に該当することから、ACA株式会社、ACA Investments Pte Ltd及びACA Partners Pte Ltdはアクア戦略投資事業有限責任組合を通じて当社普通株式を間接的に保有することとなるため、当社の親会社に該当することとなります。
3. 当社に対する議決権比率欄の( )内は間接所有割合で、内数で記載しております。

② 重要な子会社の状況（平成30年3月31日現在）

重要な子会社

| 会社名                    | 資本金<br>(出資金) | 当社の議決権比率           | 主要な事業内容       |
|------------------------|--------------|--------------------|---------------|
| セブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社 | 10,000千円     | 100.0%             | 不動産&フィナンシャル事業 |
| ナッツリアルエステート合同会社        | 300千円        | 100.0%             | 不動産&フィナンシャル事業 |
| 池田不動産株式会社              | 30,000千円     | 100.0%<br>(100.0%) | 不動産&フィナンシャル事業 |
| 合同会社バロン                | 300千円        | 100.0%<br>(100.0%) | 不動産&フィナンシャル事業 |

- (注) 1. セブンシーズ債権回収株式会社は平成29年5月8日に同社の株主総会にて解散を決議し、平成29年8月4日をもって清算終了いたしました。
2. メディア&マーケティング事業を営んでおりました株式会社インターナショナル・ラグジュアリー・メディアは、平成30年3月9日付で全株式を譲渡し、子会社ではなくなっております。
3. 当社は、ナッツリアルエステート合同会社の持分を取得し、また、ナッツリアルエステート合同会社が組成する匿名組合を通じて池田不動産株式会社の株式及び合同会社バロンの持分を取得し、子会社としております。
4. 当社に対する議決権比率欄の( )内は間接所有割合で、内数で記載しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、不動産売買業及び不動産事業プロジェクトへの投資等を行う不動産&フィナンシャル事業を営んでおります。

なお、コンビニエンスストア向け企画商材の販売事業を行ってございましたメディア&マーケティング事業につきましては、同事業を営んでございました株式会社インターナショナル・ラグジュアリー・メディアの全株式を平成30年3月に譲渡したため、当連結会計年度をもって廃止となります。

当社グループは、不動産&フィナンシャル事業において、以下の具体的な取り組みを展開してまいります。

当社はこれまで、フィナンシャルソリューション事業において、債権管理回収業を中核事業として担保不動産の取得及び処分といった不動産売買業を営んでおりましたが、債権管理回収業を営んでございましたセブンシーズ債権回収株式会社は平成29年8月に清算終了いたしました。以降、保有不動産の売却活動を継続する状況下において、アクア戦略投資事業有限責任組合が平成29年10月から当社株式に対する株式公開買付けを実施し、その結果当社の親会社となりました。

その後、当社は、アクア戦略投資事業有限責任組合の無限責任社員であり同時に当社の親会社でもあるACA株式会社と協力し、新たに不動産事業プロジェクトへの投資を実行しております。今後は、不動産事業プロジェクトへの投資だけでなく、収益不動産を取得及び販売や、老朽化したビル等のリノベーションによる物件価値向上など収益の多角化をめざし、事業を推進してまいります。

株主の皆様には、何卒引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

##### 【不動産&フィナンシャル事業】

セブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社、ナッツリアルエステート合同会社、池田不動産株式会社並びに合同会社バロンにて不動産売買、不動産事業プロジェクトへの投資、保有不動産の管理等を行っております。

なお、主にコンビニエンスストア向けの商材販売等のサービスを提供してございましたメディア&マーケティング事業につきましては、平成30年3月に株式会社インターナショナル・ラグジュアリー・メディアの全株式を譲渡したため、同事業から撤退しております。

(6) 主要な営業所（平成30年3月31日現在）

① 当社 東京都港区虎ノ門二丁目5番5号

② 子会社

セブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社（東京都港区）

ナッツリアルエステート合同会社（東京都港区）

池田不動産株式会社（東京都大田区）

合同会社バロン（東京都港区）



(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分           | 使用人数  | 前連結会計年度末比増減 |
|----------------|-------|-------------|
| 不動産&フィナンシャル事業  | 1（－）名 | △3（－）名      |
| メディア&マーケティング事業 | 0（－）名 | △2（－）名      |
| 全社（共通）         | 4（－）名 | 0（－）名       |
| 合計             | 5（－）名 | △5（－）名      |

- (注) 1. 使用人数は、各連結会社において、それぞれ出向者を除いております。
2. 臨時従業員は（ ）内に外数で記載しております。
3. 使用人数が前期末と比べて5名減少しておりますが、主な理由として、不動産&フィナンシャル事業を営んでおりましたセブンスーズ債権回収㈱の解散及びメディア&マーケティング事業を営んでおりました㈱インターナショナル・ラグジュアリー・メディアの譲渡によるものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 4名   | 0名        | 44.2歳 | 7.2年   |

(注) 使用人数は就業員数を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

| 借入先            | 借入残高     |
|----------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行     | 1,200百万円 |
| ACAプロパティーズ合同会社 | 1,000百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 28,000,000株

② 発行済株式の総数 7,183,195株

(注) 平成30年2月1日を効力発生日として、1株につき5株の割合をもって株式分割を実施しております。

③ 株主数 2,042名

④ 大株主（上位10名）

| 株主名             | 持株数        | 持株比率   |
|-----------------|------------|--------|
| アクア戦略投資事業有限責任組合 | 4,365,920株 | 65.03% |
| 藤堂裕隆            | 176,000株   | 2.62%  |
| 株式会社レノ          | 169,240株   | 2.52%  |
| 株式会社オフィスサポート    | 111,000株   | 1.65%  |
| 飯塚知一            | 80,000株    | 1.19%  |
| 富元辰幸            | 75,000株    | 1.11%  |
| 楽天証券株式会社        | 73,300株    | 1.09%  |
| 大和証券株式会社        | 72,700株    | 1.08%  |
| 中島章智            | 65,440株    | 0.97%  |
| 日本証券金融株式会社      | 62,200株    | 0.92%  |

(注) 1. 当社は、自己株式を469,995株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                              |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 藤 堂 裕 隆 | セブンシーズ・アセット・マネジメント(株) 代表取締役                                                                                          |
| 取 締 役     | 関 裕 司   | セブンシーズ・アセット・マネジメント(株) 取締役                                                                                            |
| 取 締 役     | 堀 江 聡 寧 | 池田不動産(株) 代表取締役<br>ACA(株) 取締役<br>(株)サンルイ・インターナショナル 監査役                                                                |
| 常 勤 監 査 役 | 矢 島 勝   | セブンシーズ・アセット・マネジメント(株) 監査役                                                                                            |
| 監 査 役     | 松 山 昌 司 | 公認会計士 あすなろ監査法人 代表社員<br>(株)ファステップス 取締役（監査等委員）<br>ぶらっとホーム(株) 社外監査役<br>(株)ジー・スリーホールディングス 取締役（監査等委員）<br>(株)グッドコムアセット 取締役 |
| 監 査 役     | 坂 田 靖 志 | 公認会計士 坂田公認会計士事務所 代表<br>(株)ブルズコンサルティング 代表取締役<br>税理士法人ブルズ&パートナーズ 代表社員<br>監査法人トキ 代表社員                                   |

- (注) 1. 堀江聡寧氏が取締役を兼職しておりますACA株式会社は、当社の親会社であるアクア戦略投資事業有限責任組合の無限責任組合員であり、ACA株式会社も親会社に該当しております。ACA株式会社は当社子会社と投資顧問契約を締結しており、ACA株式会社の子会社であるACAプロパティーズ合同会社より当社子会社は10億円の借入を実施（ただし、後発事象に関する注記のとおり借り換え実施しており、6月4日（本招集通知発送日）現在では返済済みで残高はありません。）していることに加えて、アクア戦略投資事業有限責任組合は当社子会社が組成する匿名組合に出資しております。
2. 監査役矢島勝氏、松山昌司氏及び坂田靖志氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松山昌司氏及び坂田靖志氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査役矢島勝氏、松山昌司氏並びに坂田靖志氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同証券取引所に届け出ております。
5. 平成29年6月23日開催の第13回定時株主総会において、矢島勝氏が監査役に選任され就任いたしました。また、同氏は同総会終了後の監査役会にて常勤監査役に選定され就任いたしました。

#### ② 事業年度中に退任した取締役

| 氏 名     | 退 任 日       | 退 任 事 由 | 退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                            |
|---------|-------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 中 島 章 智 | 平成29年12月26日 | 辞任      | 取締役（社外）<br>弁護士 中島・宮本・溝口法律事務所<br>(株)レノ 取締役<br>(株)フォルティス 取締役<br>(株)シティインデックス 社外取締役 |

### ③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分                | 支給人員      | 支給額          |
|--------------------|-----------|--------------|
| 取<br>（うち社<br>外取締役） | 4名<br>(1) | 15百万円<br>(0) |
| 監<br>（うち社<br>外監査役） | 3名<br>(3) | 6百万円<br>(6)  |
| 合 計                | 7名        | 21百万円        |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月27日開催の第2回定時株主総会において年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月27日開催の第2回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上記支給人員及び支給額には、平成29年12月26日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

### ④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係
- 取締役中島章智氏は、株式会社レノの取締役及び株式会社フォルティスの取締役を兼職しております。なお、株式会社レノは当社株式を169,240株保有しております。
  - 監査役松山昌司氏は、あすなろ監査法人の代表社員を兼職しております。なお、当社は同法人との間には特別の関係はありません。
  - 監査役坂田靖志氏は、坂田公認会計士事務所の代表及び株式会社ブルズコンサルティングの代表取締役並びに税理士法人ブルズ&パートナーズ及び監査法人トキの代表社員を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係
- 監査役矢島勝氏は、当社連結子会社であるセブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社の監査役を兼職しております。

- ・監査役松山昌司氏は、株式会社ファステップス及び株式会社ジー・スリーホールディングスの取締役（監査等委員）、株式会社グッドコムアセットの取締役、ぷらっとホーム株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社は株式会社ファステップス、株式会社ジー・スリーホールディングス、株式会社グッドコムアセット及びぷらっとホーム株式会社との間に特別の関係はありません。

#### ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

|          | 取締役会（全22回開催、第13回定時株主総会終結以後は15回開催） |        | 監査役会（全15回開催、第13回定時株主総会終結以後は12回開催） |        |
|----------|-----------------------------------|--------|-----------------------------------|--------|
|          | 出席回数                              | 出席率    | 出席回数                              | 出席率    |
| 取締役 中島章智 | 16回                               | 81.3%  | —                                 | —      |
| 監査役 矢島勝  | 22回                               | 100.0% | 15回                               | 100.0% |
| 監査役 松山昌司 | 22回                               | 100.0% | 15回                               | 100.0% |
| 監査役 坂田靖志 | 21回                               | 95.5%  | 15回                               | 100.0% |

- ・上記開催の他、当事業年度中に取締役会の書面決議を1回行っております。
- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役中島章智氏は、平成29年12月26日退任まで、必要に応じ主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及びコンプライアンス体制に係る発言を行っております。

監査役矢島勝氏は、必要に応じ他社での業務経験を活かし、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

監査役松山昌司氏は、必要に応じ主に公認会計士としての専門的見地から取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

監査役坂田靖志氏は、必要に応じ主に公認会計士としての専門的見地から取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

#### ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額を上限としております。

また、平成29年12月26日をもって社外取締役を退任いたしました中島章智氏との間に同様の契約を締結しております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人ハイビスカス
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意をした理由

|                                     | 支払額   |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 10百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 10百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査人から計画についての説明を受けた後、その内容及び報酬見積額について検討した結果、同意の判断をいたしました。
- ③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。
  - ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。  
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。
  - ⑤ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が取締役会において定めている業務の適正を確保するための体制についての決定の内容の概要は以下のとおりであります。(最終改定 平成27年5月12日)

当社は、会社法及び会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。

#### ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、そのコンプライアンス体制確立の基礎として、「セブンシーズホールディングスグループ 企業倫理・法令遵守行動規範」を制定する。この規範は当社及び当社を会社法上の親会社とする企業集団(以下「当社グループ」という。)における全取締役及び使用人に徹底させるものとする。

また、当社及び当社グループは、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会勢力に対しては、一切の取引を行わず、組織的な対応を行う。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、経営意思決定の重要書類として「文書管理規程」に基づき所管する部署が保存及び管理を行う。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書についてはデータベース化を図り、当該各文書等の存否及び保存状況を素早く検索可能とする体制を構築し、適切な情報の保存及び管理を行うものとする。

ハ. 前2項に係る事務は、当該担当取締役が所管し、イ. の検証及び見直しの経過、ロ. のデータベースの運用及び管理について統括する。

#### ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、「リスク管理規程」に基づき、「リスク管理委員会」を設置し、当社グループの業務執行に係るリスクに関して、管理体制を構築する。

ロ. リスク管理部門として各セグメントにおける担当役員がリスクを統括し、リスクの識別、種類、特性、特定、評価、コントロール等の手法を理解し、適正な管理体制の整備・確立に向け、整備し、運用していく。

- ハ. リスク管理部門は、万一リスクの発生が顕在化した場合は、「経営危機管理規程」に基づき、対応する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、定例の取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行う。
  - ロ. 取締役会への付議議案については、取締役会規則により定められている付議基準に則り提出され、取締役会における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料については事前に全役員に配付され、各取締役が取締役に先立ち十分な準備ができる体制をとるものとする。
  - ハ. 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営の独立性を尊重する一方、子会社の経営に関する重要事項については、事前に当社への承認あるいは報告をもって、各社取締役会規則等に準じ、取締役会で決定する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社グループの従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、「内部通報規程」を制定する。
  - ロ. 担当役員は、「セブンシーズホールディングスグループ 企業倫理・法令遵守行動規範」に従い、当社グループの担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、従業員に対して「内部通報規程」のさらなる周知徹底を図る。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループの業務の適正については、「関係会社管理規程」に従い管理し、業務執行の状況について、総務経理部、経営企画部の各担当部が当社規程に準じて評価及び監査を行うものとする。
  - ロ. 総務経理部、経営企画部の各担当部は、子会社及び関係会社に損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を確保し、これを推進する。



- ハ. グループ経営会議を原則月 1 回開催し、当社グループとの円滑な意思疎通を図ることにより、業務執行の監督を行う。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討する。
- ロ. 監査役職務を補助する使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループの信用を著しく低下させる事項及び業績を著しく悪化させる事項を発見し、または確度高く予見したときは速やかに監査役に報告する。
- ロ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ハ. 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
1. 当社の内部統制システムの構築・運用に関わる部門の活動状況
  2. 当社の子会社及び関係会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
  3. 当社及び子会社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
  4. 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
  5. 内部通報制度の運用及び通報の内容
  6. 監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付
- ニ. 当社及び子会社は、内部通報制度の利用を含む監査役への報告を行ったグループ全社の取締役、使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役が当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図るため、必要に応じて代表取締役、内部監査室、総務経理部担当取締役、担当部長、グループ会社監査役をメンバーとする監査体制検討会を開催する。
- ロ. 同検討会のメンバーは、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

- ハ. 内部監査を所管する部門は、「内部監査規程」に則り、監査が実施できる体制を整備し、監査役との緊密な連携を図る。
- ニ. 監査役の職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①内部統制システム全般

当社及び当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況については、当社の内部監査室が内部監査契約に基づきモニタリングを行っており、適宜改善を図っております。

②リスク管理

リスク管理については、リスク管理委員会を定期的に開催し、リスクの有無及び発生したリスクの対応状況等を継続的に把握し対処しております。

③取締役会

定例の取締役会において、当社および子会社の重要事項の決定、内部統制システムの運用状況及び経営リスクに関して適宜審議等を行っております。

④監査役会

取締役会において必要に応じて発言を行っております。常勤監査役は、グループ経営会議に出席し、子会社の状況を把握しております。また、会計監査人、内部監査室と監査上の課題について適宜情報交換を行い、監査役監査の実効性を確保しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |           | 負 債 の 部       |           |
|-----------------|-----------|---------------|-----------|
| 流 動 資 産         | 3,128,077 | 流 動 負 債       | 2,255,512 |
| 現金及び預金          | 995,990   | 短期借入金         | 2,200,000 |
| 販売用不動産          | 2,116,869 | そ の 他         | 55,512    |
| そ の 他           | 21,327    | 固 定 負 債       | 42,792    |
| 貸倒引当金           | △6,110    | そ の 他         | 42,792    |
| 固 定 資 産         | 2,245,475 | 負 債 合 計       | 2,298,304 |
| 有 形 固 定 資 産     | 2,217,952 | 純 資 産 の 部     |           |
| 建物（純額）          | 148,329   | 株 主 資 本       | 3,075,248 |
| 土 地             | 2,068,000 | 資 本 金         | 100,000   |
| そ の 他（純額）       | 1,622     | 資 本 剰 余 金     | 2,944,216 |
| 無 形 固 定 資 産     | 1,977     | 利 益 剰 余 金     | 167,456   |
| そ の 他           | 1,977     | 自 己 株 式       | △136,424  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 25,545    | 純 資 産 合 計     | 3,075,248 |
| そ の 他           | 25,545    |               |           |
| 資 産 合 計         | 5,373,553 | 負 債 純 資 産 合 計 | 5,373,553 |

# 連結損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額       |
|-----------------|---------|---------|
| 売上高             |         | 522,192 |
| 売上原価            |         | 220,872 |
| 売上総利益           |         | 301,319 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 170,862 |
| 営業利益            |         | 130,457 |
| 営業外収益           |         |         |
| 受取賃貸料           | 17,423  |         |
| 匿名組合投資利益        | 5,609   |         |
| その他の            | 1,634   | 24,667  |
| 営業外費用           |         |         |
| 支払利息            | 7,816   |         |
| 賃貸費用            | 16,069  |         |
| 匿名組合損益分配額       | 3,256   |         |
| その他の            | 447     | 27,589  |
| 経常利益            |         | 127,534 |
| 特別利益            |         |         |
| 受取和解金           | 5,000   |         |
| 負のれん発生益         | 349,847 | 354,847 |
| 特別損失            |         |         |
| 関係会社株式売却損失      | 30,463  |         |
| 減損損失            | 157     | 30,620  |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 451,761 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,833   | 1,833   |
| 当期純利益           |         | 449,928 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 449,928 |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

|                     | 株 主 資 本 |           |           |          |           | 純 資 産 計   |
|---------------------|---------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 計 |           |
| 当連結会計年度期首残高         | 100,000 | 2,944,216 | △282,471  | △45,092  | 2,716,652 | 2,716,652 |
| 当連結会計年度変動額          |         |           |           |          |           |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 |         |           | 449,928   |          | 449,928   | 449,928   |
| 自己株式の取得             |         |           |           | △91,331  | △91,331   | △91,331   |
| 当連結会計年度変動額合計        | —       | —         | 449,928   | △91,331  | 358,596   | 358,596   |
| 当連結会計年度末残高          | 100,000 | 2,944,216 | 167,456   | △136,424 | 3,075,248 | 3,075,248 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・主要な連結子会社の名称 セブンシーズ・アセット・マネジメント(株)  
ナツリアルエステート(同)  
池田不動産(株)  
(同)バロン

ナツリアルエステート(同)の持分を平成29年11月28日付で取得し、ナツリアルエステート(同)が組成する匿名組合を通じて池田不動産(株)の株式及び(同)バロンの持分を平成29年11月29日付で取得したため、連結の範囲に含めております。

セブンシーズ債権回収(株)は、平成29年8月4日付にて清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(株)インターナショナル・ラグジュアリー・メディアは平成30年3月9日付で株式譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

販売用不動産

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |   |        |
|-----------|---|--------|
| 建         | 物 | 5年～15年 |
| 工具、器具及び備品 |   | 4年～15年 |

③ 重要な引当金の計上基準  
貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する事項

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動資産に区分掲記しておりました「売掛金」(当連結会計年度8,383千円)及び「買取債権」(当連結会計年度5,700千円)は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、有形固定資産の「その他(純額)」に含めておりました「建物(純額)」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「建物(純額)」は3,148千円であります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ① 担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 販売用不動産 | 2,014,000千円 |
|--------|-------------|

##### ② 担保に係る債務

|       |             |
|-------|-------------|
| 短期借入金 | 1,200,000千円 |
|-------|-------------|

#### (2) ノンリコース債務及びノンリコース債務に対応する資産

##### ① ノンリコース債務は、次のとおりであります。

|       |             |
|-------|-------------|
| 短期借入金 | 1,000,000千円 |
|-------|-------------|

##### ② ノンリコース債務に対応する資産は次のとおりであります。

|        |          |
|--------|----------|
| 現金及び預金 | 24,536千円 |
|--------|----------|

|       |             |
|-------|-------------|
| 営業貸付金 | 1,000,000千円 |
|-------|-------------|

|        |             |
|--------|-------------|
| 関係会社株式 | 1,026,000千円 |
|--------|-------------|

---

|   |             |
|---|-------------|
| 計 | 2,050,536千円 |
|---|-------------|

上記のうち営業貸付金及び関係会社株式については、連結処理により相殺消去されております。

#### (3) 有形固定資産の減価償却累計額

|  |          |
|--|----------|
|  | 21,239千円 |
|--|----------|

#### (4) 貸出コミットメント契約

貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 1,100,000千円 |
|--------------|-------------|

|        |             |
|--------|-------------|
| 借入実行残高 | 1,000,000千円 |
|--------|-------------|

---

|     |           |
|-----|-----------|
| 差引額 | 100,000千円 |
|-----|-----------|



#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数

|      | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 普通株式 | 1,436,639株   | 5,746,556株   | 一株           | 7,183,195株  |

##### (2) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

該当事項はありません。

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資        | 配当金の総額   | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------------|----------|--------------|------------|------------|
| 平成30年6月20日<br>定時株主総会 | 普通株式  | その他<br>資本剰余金 | 67,132千円 | 10円          | 平成30年3月31日 | 平成30年6月21日 |

##### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

##### (4) 自己株式の数に関する事項

|      | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 普通株式 | 40,437株      | 429,558株     | 一株           | 469,995株    |

- (注) 1. 当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。
2. 発行済株式の増加数は、株式分割による増加5,746,556株であります。
3. 自己株式の増加数は、株式分割による増加161,748株、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加263,500株及び単元未満株式の買取りによる増加4,310株であります。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金運用について安全性の高い金融資産を対象に行っております。短期的な運転資金については、銀行借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

短期借入金は、主に販売用不動産の購入と短期的な運転資金として調達したものであり、流動性リスクに晒されております。主管部署が資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により、流動性リスクを管理しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|        | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|--------|--------------------|------------|------------|
| 現金及び預金 | 995,990            | 995,990    | —          |
| 資産計    | 995,990            | 995,990    | —          |
| 短期借入金  | 2,200,000          | 2,200,000  | —          |
| 負債計    | 2,200,000          | 2,200,000  | —          |

#### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

##### 資 産

##### 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### 負 債

##### 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (注) 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|
| 現金及び預金 | 995,990      | —                   |
| 合 計    | 995,990      | —                   |

## 6. 1株当たり情報に関する注記

### (1) 1株当たり純資産額

458円09銭

(2) 1株当たり当期純利益 66円25銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式分割が、当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

## 7. 重要な後発事象に関する注記

(多額な資金の借入)

当社連結子会社である池田不動産㈱は、下記の借入を行いました。

|                |                            |
|----------------|----------------------------|
| (1) 用途         | 既存借入金の借換え                  |
| (2) 借入先の名称     | 株式会社三井住友銀行                 |
| (3) 借入金額       | 1,000百万円                   |
| (4) 利率         | 2.0%                       |
| (5) 借入の実施時期    | 平成30年4月                    |
| (6) 返済期限       | 平成30年6月                    |
| (7) 担保提供、保証の内容 | 保有不動産に対する根抵当権<br>当社による連帯保証 |

## 8. 企業結合等に関する注記

### (1) 取得による企業結合

当社は、平成29年11月27日開催の取締役会において、ナッツリアルエステート(同)の持分を取得し、また、ナッツリアルエステート(同)が組成する匿名組合を通じて池田不動産㈱の株式及び(同)バロンの持分を取得することについて決議し、連結子会社化いたしました。

(ナッツリアルエステート(同))

#### ① 企業結合の概要

イ. 被取得企業の名称及びその事業の内容

名称：ナッツリアルエステート(同)

事業の内容：投資業、不動産事業、不動産流動化における匿名組合の組成

ロ. 企業結合を行った理由

当社の親会社であるアクア戦略投資事業有限責任組合、ACA(株)、ACA Investments Pte Ltd及びACA Partners Pte Ltd(以下、「親会社ら」といいます。)と当社の中核事業とする不動産事業を協力して事業展開していくに当たり、親会社らが自らで対象案件を取り扱う場合を考慮して事前に会計事務所に設立を委託していたナッツリアルエステート(同)に

ついて、当社が今後優良な不動産を所有する法人の株式等を取得する同様の不動産投資スキームにて事業展開していくことが想定されることから連結子会社化いたしました。

ハ. 企業結合日

平成29年11月28日（みなし取得日 平成29年12月31日）

ニ. 企業結合の法的形式

持分の取得

ホ. 結合後企業の名称

変更はありません。

ヘ. 取得した議決権比率

100%

ト. 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として持分を取得したことによるものであります。

② 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成30年1月1日から平成30年3月31日まで

③ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|           |       |
|-----------|-------|
| 取得の対価（現金） | 300千円 |
|-----------|-------|

|      |       |
|------|-------|
| 取得原価 | 300千円 |
|------|-------|

④ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

イ. 発生したのれんの金額

71千円

ロ. 発生原因

設立費用などの支払いにより、取得時の純資産が取得価格を下回ったため発生しております。

ハ. 償却方法及び償却期間

重要性が乏しいため即時償却をしております。

⑤ 企業結合日受け入れた資産および引き受けた負債の額並びにその主な内訳

|      |             |
|------|-------------|
| 流動資産 | 1,501,361千円 |
| 固定資産 | 1,026,500   |
| 流動負債 | △1,310,583  |
| 固定負債 | △1,217,050  |

- ⑥ 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法  
当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(池田不動産株)

① 企業結合の概要

イ. 被取得企業の名称及びその事業の内容

名称：池田不動産株

事業の内容：不動産事業

ロ. 企業結合を行った理由

ナツリアルエステート(同)が、優良な不動産を保有する同社を子会社化したしました。

ハ. 企業結合日

平成29年11月29日 (みなし取得日 平成29年12月31日)

ニ. 企業結合の法的形式

株式の取得

ホ. 結合後企業の名称

変更はありません。

ヘ. 取得した議決権比率

100%

ト. 取得企業を決定するに至った主な根拠

ナツリアルエステート(同)が組成した匿名組合を通じ、現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

② 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成30年1月1日から平成30年3月31日まで

③ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|            |             |
|------------|-------------|
| 取得の対価 (現金) | 1,026,000千円 |
|------------|-------------|

---

|      |             |
|------|-------------|
| 取得原価 | 1,026,000千円 |
|------|-------------|

④ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

イ. 発生した負のれん の金額

201,807千円

ロ. 発生原因

取得した純資産の公正価値が取得対価を上回ったため発生しております。

ハ. 償却方法及び償却期間

負ののれん発生益に計上しております。

⑤ 企業結合日受け入れた資産および引き受けた負債の額並びにその主な内訳

|      |            |
|------|------------|
| 流動資産 | 43,321千円   |
| 固定資産 | 2,221,400  |
| 流動負債 | △1,008,315 |
| 固定負債 | △28,598    |

⑥ 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

((同)バロン)

① 企業結合の概要

イ. 被取得企業の名称及びその事業の内容

名称：(同)バロン

事業の内容：不動産特定共同事業

ロ. 企業結合を行った理由

ナツリアルエステート(同)が、優良な不動産を保有する同社を子会社化したしました。

ハ. 企業結合日

平成29年11月29日（みなし取得日 平成29年12月31日）

ニ. 企業結合の法的形式

持分の取得

ホ. 結合後企業の名称

変更はありません。

ヘ. 取得した議決権比率

100%

ト. 取得企業を決定するに至った主な根拠

ナツリアルエステート(同)が現金を対価として持分を取得したことによるものであります。

② 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成30年1月1日から平成30年3月31日まで

③ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|           |       |
|-----------|-------|
| 取得の対価（現金） | 300千円 |
| 取得原価      | 300千円 |

④ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

イ. 発生した負ののれん

148,040千円

ロ. 発生原因

取得した純資産の公正価値が取得対価を上回ったため発生しております。

ハ. 償却方法及び償却期間

負ののれん発生益に計上しております。

⑤ 企業結合日受け入れた資産および引き受けた負債の額並びにその主な内訳

|          |             |
|----------|-------------|
| 流動資産     | 2,022,255千円 |
| 固定資産     | 10,000      |
| 流動負債     | △1,267,915  |
| 固定負債     | △616,000    |
| 負ののれん発生益 | △148,040    |

⑥ 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(2) 事業分離

子会社株式の売却

① 売却の概要

イ. 子会社及び売却先の名称

子会社：(株)インターナショナル・ラグジュアリー・メディア

売却先：契約により非開示とさせていただきます。

ロ. 売却した事業の内容

メディア&マーケティング事業

#### ハ. 売却を行った主な理由

メディア&マーケティング事業から撤退し、中核事業である不動産&ファイナンシャル事業へ経営資源を集中させるため

#### ニ. 事業分離日

平成30年3月9日（みなし売却日 平成30年1月1日）

#### ホ. 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

(株)インターナショナル・ラグジュアリー・メディアの当社保有の全株式譲渡

#### ② 実施した会計処理の概要

イ. 譲渡損益の金額  $\Delta 30,463$  千円

#### ロ. 売却した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

|       |                  |
|-------|------------------|
| 流動資産  | 62,798 千円        |
| 固定資産  | 294              |
| 資産合計  | 63,093           |
| 流動負債  | 22,629           |
| 固定負債  | 668,102          |
| 債務免除益 | $\Delta 668,102$ |
| 負債合計  | 22,629           |

#### ハ. 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却額との差額を「関係会社株式売却損」として特別損失に計上しております。

#### ③ 分離した事業が含まれていた報告セグメント

メディア&マーケティング事業

#### ④ 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売却した事業に係る損益の概算額

|      | 累計期間               |
|------|--------------------|
| 売上高  | $\Delta 24,070$ 千円 |
| 営業利益 | $\Delta 29,242$    |



# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部     |            | 負 債 の 部       |           |
|-------------|------------|---------------|-----------|
| 流 動 資 産     | 2,424,259  | 流 動 負 債       | 12,788    |
| 現 金 及 び 預 金 | 378,940    | そ の 他         | 12,788    |
| 売 掛 金       | 1,863      | 固 定 負 債       | 5,012     |
| 関係会社短期貸付金   | 2,041,000  | 退職給付引当金       | 5,012     |
| そ の 他       | 2,456      | 負 債 合 計       | 17,800    |
| 固 定 資 産     | 4,444      | 純 資 産 の 部     |           |
| 有 形 固 定 資 産 | 970        | 株 主 資 本       | 2,410,903 |
| そ の 他       | 970        | 資 本 金         | 100,000   |
| 無 形 固 定 資 産 | 375        | 資 本 剰 余 金     | 2,944,216 |
| そ の 他       | 375        | その他資本剰余金      | 2,944,216 |
| 投資その他の資産    | 3,098      | 利 益 剰 余 金     | △496,888  |
| 関係会社長期貸付金   | 2,715,610  | その他利益剰余金      | △496,888  |
| そ の 他       | 3,098      | 繰越利益剰余金       | △496,888  |
| 貸倒引当金       | △2,715,610 | 自 己 株 式       | △136,424  |
| 資 産 合 計     | 2,428,704  | 純 資 産 合 計     | 2,410,903 |
|             |            | 負 債 純 資 産 合 計 | 2,428,704 |

# 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |
|-----------------------|---------|
| 売 上 高                 | 23,725  |
| 売 上 総 利 益             | 23,725  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 124,561 |
| 営 業 損 失               | 100,836 |
| 営 業 外 収 益             |         |
| 受 取 利 息               | 46,190  |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額       | 26,352  |
| そ の 他                 | 5,610   |
| 営 業 外 費 用             |         |
| 支 払 利 息               | 5       |
| そ の 他                 | 447     |
| 経 常 損 失               | 23,136  |
| 特 別 利 益               |         |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益     | 9,999   |
| 特 別 損 失               |         |
| 関 係 会 社 株 式 清 算 損     | 3,964   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       | 17,100  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,470   |
| 当 期 純 損 失             | 18,570  |

## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

|               | 株主資本    |              |              |                                 |              |
|---------------|---------|--------------|--------------|---------------------------------|--------------|
|               | 資本金     | 資本剰余金        |              | 利益剰余金                           |              |
|               |         | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰 余 金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高     | 100,000 | 2,944,216    | 2,944,216    | △478,318                        | △478,318     |
| 当 期 中 の 変 動 額 |         |              |              |                                 |              |
| 当期純損失(△)      |         |              | —            | △18,570                         | △18,570      |
| 自己株式の取得       |         |              | —            |                                 | —            |
| 当期変動額合計       | —       | —            | —            | △18,570                         | △18,570      |
| 当 期 末 残 高     | 100,000 | 2,944,216    | 2,944,216    | △496,888                        | △496,888     |

|               | 株主資本     |             | 純資産合計     |
|---------------|----------|-------------|-----------|
|               | 自己株式     | 株主資本<br>合 計 |           |
| 当 期 首 残 高     | △45,092  | 2,520,805   | 2,520,805 |
| 当 期 中 の 変 動 額 |          |             |           |
| 当期純損失(△)      |          | △18,570     | △18,570   |
| 自己株式の取得       | △91,331  | △91,331     | △91,331   |
| 当期変動額合計       | △91,331  | △109,902    | △109,902  |
| 当 期 末 残 高     | △136,424 | 2,410,903   | 2,410,903 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び子会社出資金 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年～15年

無形固定資産

(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用分)

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

#### (3) 引当金の計上方法

##### ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額を計上しております。

##### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生すると認められる額を計上しております。

#### (4) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、投資その他の資産に区分掲記しておりました「関係会社株式」(当事業年度0千円)は、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

|                     |         |
|---------------------|---------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額  | 8,956千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権・債務 |         |
| 短期金銭債権              | 1,964千円 |
| 短期金銭債務              | 1,145千円 |

(3) 当座貸越契約

当座貸越契約に係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

|         |             |
|---------|-------------|
| 当座貸越極度額 | 5,115,610千円 |
| 貸出実行残高  | 4,756,610千円 |
| 差引額     | 359,000千円   |

なお、上記当座貸越契約においては、信用状態等に関する審査を貸出実行の条件としているものが含まれているため、必ずしも全額が実行されるものではありません。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 売上高        | 22,725千円 |
| 営業取引       | 4,300千円  |
| 営業取引以外の取引高 | 45,007千円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 40,437株     | 429,558株   | 一株         | 469,995株   |

当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。

自己株式の数の増加は、株式分割による増加161,748株、取締役会の決議に基づく自己株式の取得263,500株及び単元未満株式の買取り4,310株による増加分であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 貸倒引当金           | 953,681千円    |
| 退職給付引当金         | 1,734千円      |
| 関係会社株式評価損       | 183,463千円    |
| 税務上の繰越欠損金       | 2,365,200千円  |
| 未収利息            | 89,369千円     |
| 繰延税金資産小計        | 3,593,447千円  |
| 評価性引当額          | △3,593,447千円 |
| 繰延税金資産合計        | －千円          |
| 繰延税金資産（負債は△）の純額 | －千円          |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 関連会社等

| 属性  | 会社等の名称                                       | 議決権の<br>所有割合 | 関係内容              |            | 取引の内容                                    | 取引金額<br>(千円)                             | 科目                     | 期末残高<br>(千円)                    |
|-----|----------------------------------------------|--------------|-------------------|------------|------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------|---------------------------------|
|     |                                              |              | 役員の<br>兼任等        | 事業上<br>の関係 |                                          |                                          |                        |                                 |
| 子会社 | セブンシー<br>ズ・アセット<br>・マネジメント(株)                | 直接<br>100%   | 役員の<br>兼任<br>役員3名 | 業務<br>受託   | 業務受託(注2)<br>資金の貸付<br>貸付金の回収<br>利息の受取(注1) | 18,000<br>1,440,000<br>500,000<br>38,370 | 売掛金<br>短期貸付金<br>長期貸付金  | 1,620<br>1,661,000<br>2,715,610 |
| 子会社 | (同)パロン                                       | 間接<br>100%   | 役員の<br>兼任<br>役員1名 | 資金の<br>貸付  | 資金の貸付<br>利息の受取(注1)                       | 380,000<br>387                           | 短期貸付金                  | 380,000                         |
| 子会社 | 椭圆インターナ<br>ショナル・ラ<br>グジュアリー<br>・メディア<br>(注3) | 直接<br>100%   | －                 | 業務<br>受託   | 業務受託(注2)<br>資金の貸付<br>貸付金の回収<br>利息の受取(注1) | 4,500<br>30,000<br>56,000<br>6,250       | 売掛金<br>長期貸付金<br>長期未収入金 | 540<br>533,000<br>135,102       |

### 取引及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案し、リスクに応じた金利を設定しております。
2. 業務受託の取引条件については、当社の販売費及び一般管理費を基準として、当社の関与度合いを見積もり算定しております。
3. 平成30年3月9日の株式売却により子会社でなくなったため、関連当事者であった期間の取引金額及び関連当事者でなくなった時点での残高を記載しております。
4. 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 359円13銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 2円73銭   |

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失は、当事業年度に行いました株式分割が、当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の借入金に対する債務保証)

当社連結子会社である池田不動産㈱の借入金に対して、当社が債務保証をしております。

なお、借入の内容につきましては、連結計算書類の「注記事項（重要な後発事象に関する注記）多額な資金の借入」をご参照ください。

10. 企業結合等に関する注記

(1) 取得による企業結合

「連結注記表 8. 企業結合等に関する注記(1) 取得による企業結合（ナッツリアルエステート(同)）」に記載しているため、注記を省略しております。

(2) 事業分離

「連結注記表 8. 企業結合等に関する注記(2) 事業分離」に記載しているため、注記を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

セブンシーズホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指 定 社 員 公認会計士 高橋 克幸 ㊞

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 阿部 海輔 ㊞

業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セブンシーズホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セブンシーズホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、平成30年4月に連結子会社である池田不動産株式会社は既存借入金1,000百万円の借換えを実行した。当該借換え後の借入金には、同社保有不動産に対する根抵当権及びセブンシーズホールディングス株式会社による連帯保証が設定されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

セブンシーズホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指 定 社 員 公認会計士 高橋 克幸 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 阿部 海輔 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セブンシーズホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は連結子会社である池田不動産株式会社の借入金に対して債務保証をしている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年 5月10日

セブンシーズホールディングス株式会社 監査役会

監査役(常勤) 矢 島 勝 ㊟

監 査 役 松 山 昌 司 ㊟

監 査 役 坂 田 靖 志 ㊟

(注) 上記監査役3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める  
社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元と財務体質の強化並びに当社及びグループ各社の新規事業展開に必要な内部留保の確保を、それぞれ最重要課題と認識しており、新規事業の状況、業績の伸長、経営環境等を総合的に勘案し、安定した配当を行い、これを持続させることを基本方針としております。

しかし、当社は、平成16年10月1日の株式移転による当社設立より長年にわたり無配を継続してまいりました。株主の皆様には多大なるご心配・ご迷惑をお掛けいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

当期は、アクア戦略投資事業有限責任組合による公開買付けの実施により、ACAグループとの関係強化を実施し、従来実施してまいりました不動産事業の拡充に努め、順調に進展していることから配当を実施することとし、上記方針及び当期の業績並びに今後の経営環境等を総合的に勘案いたしまして、その他資本剰余金を配当原資とし、第14期の期末配当を以下のとおりといたしたくここにお諮りいたします。

### 1. 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円

なお、この場合の配当総額は、67,132,000円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月21日

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

繰越利益剰余金の欠損填補のため、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に充当いたします。

#### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 496,888,728円

#### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 496,888,728円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### ①監査等委員会設置会社への移行

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行います。

#### ②商号の変更

当社の現在の商号は、かつて出版事業において取り扱っておりました富裕層向け雑誌の名称に由来するものです。しかしながら、長年の事業整理の結果、平成30年3月期をもって出版事業から完全撤退し、同期において、公開買付けを含むACAグループとの関係強化およびそれによる金融・不動産事業を中心とする事業展開へと、当社を取り巻く経営環境等の大幅な変革があったことを踏まえ、この機に企業イメージの一新を図ることとし、商号を「FRACTALE株式会社」へ変更することをお諮りするものであります。

なお、附則第2条におきまして、商号変更にかかる定款第1条の変更決議は、平成30年10月1日から効力を発生するものとし、また、当該附則を、同日をもって、定款から削除することといたしております。その他の定款変更決議は、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

| 現行                                                                                                            | 変更案                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>第 1 条 (商 号)<br>当社は、 <u>セブンシーズホールディングス株式会社</u> と称し、英文では <u>SEVEN SEAS HOLDINGS CO., LTD.</u> と表示する。 | 第1章 総 則<br>第 1 条 (商 号)<br>当社は、 <u>FRACTALE株式会社</u> と称し、英文では <u>FRACTALE Corporation</u> と表示する。 |

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 2 条 (目 的)</p> <p>当社は、次の事業を営む事を目的とする。</p> <p>(1)他の会社または外国会社の株式、持分、またはこれに相当するものを取得所有することによる当該会社等の事業活動の支配および管理</p> <p>(2)当該会社等に対する、助言その他の経営指導</p> <p>(3)不動産の売買、賃貸、管理、仲介並びに斡旋</p> <p>(4)不動産・動産のリース業務</p> <p>(5)経営コンサルティング業務</p> <p>(6)その他適法な商業</p> <p>(7)前各号の業務に附帯または関連する一切の業務</p> <p>第 3 条 (本店の所在地)</p> <p>当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第 4 条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会</p> <p>(2)監査役</p> <p><u>(3)監査役会</u></p> <p><u>(4)会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (公告方法)</p> <p>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> | <p>第 2 条 (目 的)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第 3 条 (本店の所在地)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会</p> <p>(2)監査等委員会<br/>(削除)</p> <p><u>(3)会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (公告方法)</p> <p>(現行どおり)</p> |



| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2章 株 式<br/>第 6 条～第 12 条<br/>(条文省略)</p> <p>第3章 株主総会<br/>第 13 条～第 18 条<br/>(条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>第 19 条 (取締役の員数)<br/>当社の取締役は10名以内とする。<br/><br/>(新設)</p> <p>第 20 条 (取締役の選任)<br/>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 第1項の選任決議は、累積投票によらないものとする。<br/>(新設)</p> | <p>第2章 株 式<br/>第 6 条～第 12 条<br/>(現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会<br/>第 13 条～第 18 条<br/>(現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>第 19 条 (取締役の員数)<br/><u>①当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は10名以内とする。<br/><u>②当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>第 20 条 (取締役の選任)<br/>取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> |

| 現行                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 21 条 (取締役の任期)<br/>           取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第 21 条 (取締役の任期)<br/>           取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. 補欠または増員のため選任された取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、在任取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>5. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |
| <p>第 22 条 (代表取締役)<br/>           取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p>                                                                                                                         | <p>第 22 条 (代表取締役)<br/>           取締役会はその決議によって取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から代表取締役を選定する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

| 現行                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 23 条 (役付取締役)<br/>取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長、取締役相談役各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>                                                                             | <p>第 23 条 (役付取締役)<br/>取締役会はその決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長、取締役相談役各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>                                     |
| <p>第 24 条 (取締役会の招集権者および議長)<br/><br/>(条文省略)</p>                                                                                                                                 | <p>第 24 条 (取締役会の招集権者および議長)<br/><br/>(現行どおり)</p>                                                                                                                        |
| <p>第 25 条 (取締役会の招集通知)<br/>取締役会の招集通知は会日より3日前までに各取締役および各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>第 25 条 (取締役会の招集通知)<br/>取締役会の招集通知は会日より3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>                    |
| <p>第 26 条～第 27 条<br/><br/>(条文省略)</p>                                                                                                                                           | <p>第 26 条～第 27 条<br/><br/>(現行どおり)</p>                                                                                                                                  |
| <p>第 28 条 (取締役の報酬等)<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は株主総会の決議によって定める。</p>                                                                              | <p>第 28 条 (取締役の報酬等)<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は株主総会の決議によって定める。<br/><u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> |

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 29 条 (取締役の責任限定契約)<br/>(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 30 条 (監査役の員数)<br/>当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>第 31 条 (監査役の選任)<br/>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第 32 条 (監査役の任期)<br/>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>第 29 条 (取締役の責任限定契約)<br/>(現行どおり)</p> <p>第 30 条 (重要な業務執行の決定の委任)<br/>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                  | 変更案  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p><u>第 33 条 (常勤の監査役)</u><br/> <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                                                                                         | (削除) |
| <p><u>第 34 条 (補欠監査役)</u><br/> <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u><br/> <u>2. 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該選任のあった株主総会后4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u><br/> <u>3. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | (削除) |
| <p><u>第 35 条 (監査役会の招集通知)</u><br/> <u>監査役会の招集通知は会日より3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u><br/> <u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                                                                             | (削除) |
| <p><u>第 36 条 (監査役会規則)</u><br/> <u>監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>                                                                                                                                                                 | (削除) |

| 現行                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第 37 条（監査役の報酬等）</u><br/> <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によつて定める。</u></p>                                                                             | <p>（削除）</p>                                                                                                                                                                    |
| <p><u>第 38 条（監査役責任限定契約）</u><br/> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>（削除）</p>                                                                                                                                                                    |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                   | <p>第 5 章 監査等委員会</p>                                                                                                                                                            |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                   | <p><u>第 31 条（監査等委員会の招集）</u><br/> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                   | <p><u>第 32 条（監査等委員会規則）</u><br/> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p>                                                                                     |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                   | <p><u>第 33 条（常勤の監査等委員）</u><br/> <u>監査等委員会は、その決議によつて常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                                                                                                |

| 現行                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第6章 計 算<br/>第 39 条～第 42 条<br/>(条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>第6章 計 算<br/>第 34 条～第 37 条<br/>(現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条<br/><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br/><u>平成30年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の監査役(監査役であったものを含む。以下本条において同じ。)の行為に関する会社法第423条第1項の責任に関し、同法第427条第1項に基づいて監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条の定めるところによる。</u></p> <p>第2条<br/><u>第1条(商号)の効力発生日は平成30年10月1日とし、本附則は、効力発生後これを削除する。</u></p> |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行するため、取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更（第1条を除く。以下、同じ。）の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                               | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | <p style="text-align: center;">とう どう ひろ たか<br/>藤 堂 裕 隆<br/>(昭和45年8月31日)</p> | <p>平成5年4月 ㈱日本長期信用銀行（現㈱新生銀行） 入行</p> <p>〃 12年9月 ㈱イシイコーポレーション（現当社） 入社総合企画部</p> <p>〃 16年6月 ゼィープラス㈱（現当社） 取締役</p> <p>〃 19年6月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p style="text-align: center;">(重要な兼職の状況)</p> <p>セブンスーズ・アセット・マネジメント㈱ 代表取締役</p> | 176,000株           |



| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>株式の<br>数 |
|-----------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 2         | せき かん ゆう じ 司<br>(昭和49年2月6日)           | 平成9年4月 ㈱ジャック (現㈱カーチス<br>ホールディングス) 入社<br>" 14年6月 ファースト・パートナー<br>ズ・グループ㈱入社<br>" 18年10月 当社入社<br>" 19年7月 当社経営企画部長 (現任)<br>" 25年6月 当社取締役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br><br>セブンシーズ・アセット・マネジメント㈱ 取締役                                                                                                                | 500株             |
| 3         | ほり え とし やす<br>堀 江 聡 寧<br>(昭和47年9月29日) | 平成8年4月 住友商事㈱ 入社<br><br>" 21年1月 ACA㈱ 入社<br><br>" 24年1月 ライジング・ジャパン・エ<br>クイティ㈱<br>入社<br><br>" 28年7月 ACA㈱ 入社 マネージン<br>グパートナー<br><br>" 28年8月 ㈱サンルイ・インターナッ<br>ショナル監査役 (現任)<br><br>" 29年12月 当社取締役 (現任)<br><br>" 30年3月 ACA㈱ 取締役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br><br>池田不動産㈱ 代表取締役<br>ACA㈱ 取締役<br>㈱サンルイ・インターナショナル<br>監査役 | 一株               |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>株式の数 |
|-----------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 4         | ※<br>ほしの よしひろ<br>星野 喜宏<br>(昭和32年4月21日) | 平成13年4月 AIGスター生命保険㈱<br>取締役<br>" 17年2月 富士生命保険㈱<br>代表取締役<br>" 20年6月 富士火災海上保険㈱<br>執行役<br>富士生命保険㈱ 取締役(非<br>常勤)<br>" 21年8月 富士火災海上保険㈱<br>グループ執行役員<br>富士生命保険㈱ 代表取締<br>役社長兼COO<br>" 23年4月 スターキャピタルマネ<br>ージメント㈱<br>代表取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>スターキャピタルマネージメント㈱<br>代表取締役 | 一株           |

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
3. 堀江聡寧氏が取締役を兼職しておりますACA株式会社は、当社の親会社(特定関係事業者)であるアクア戦略投資事業有限責任組合の無限責任組合員であり、ACA株式会社も親会社に該当しております。
4. 星野喜宏氏を新任の取締役候補者とした理由は、豊富な業務執行経験及び経営に関する高い見識を有しておられることなどを総合的に判断し、取締役候補者としたしました。

**第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件**

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | <p style="text-align: center;">※<br/>や じま まさる<br/>矢 島 勝<br/>(昭和24年4月3日)</p> | <p>昭和48年4月 ㈱日本不動産銀行（現㈱あおぞら銀行）入行</p> <p>平成11年7月 全国信用協同組合連合会出向</p> <p>〃 13年4月 全国信用協同組合連合会入会</p> <p>〃 21年6月 全国しんくみ保証㈱出向</p> <p>〃 25年6月 全国信用協同組合連合会退会</p> <p>〃 28年6月 当社常勤・社外監査役（現任）</p> <p style="text-align: center;">（重要な兼職の状況）</p> <p>セブンスー・アセット・マネジメント㈱ 監査役</p> | 一株                 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>株式の数 |
|-----------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 2         | ※<br>まつ やま しょう じ<br>松 山 昌 司<br>(昭和48年5月4日) | 平成9年4月 朝日監査法人(現有限責任<br>あずさ監査法人)入所<br>" 13年4月 公認会計士登録<br>" 18年7月 松山公認会計士事務所開設<br>(現任)<br>" 19年8月 あすなる監査法人設立 代<br>表社員就任(現任)<br>" 21年6月 当社社外監査役(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>公認会計士 松山公認会計士事務所 代表<br>公認会計士 あすなる監査法人 代表社員<br>(株)グッドコムアセット 取締役<br>ぶらっとホーム(株) 社外監査役<br>(株)ジー・スリーホールディングス 取締役<br>(監査等委員) | 一株           |
| 3         | ※<br>さか た やす し<br>坂 田 靖 志<br>(昭和51年4月12日)  | 平成17年12月 あずさ監査法人(現有限責<br>任あずさ監査法人)入所<br>" 21年7月 公認会計士登録<br>" 23年1月 坂田公認会計士事務所 開<br>設 代表(現任)<br>税理士登録<br>" 25年6月 当社社外監査役(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>公認会計士 坂田公認会計士事務所 代表<br>(株)ブルズコンサルティング 代表取締役<br>税理士法人ブルズ&パートナーズ 代表社<br>員<br>監査法人トキ 代表社員                                                      | 一株           |

- (注) 1. ※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 矢島勝氏、松山昌司氏並びに坂田靖志氏は、社外取締役候補者であります。
4. 選任理由
- ① 矢島勝氏は、当社監査役として、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる金融業界において豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただいております。監査等委員として、業務執行に対する独立した立場からの責務を果たすために適切であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
- なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- ② 松山昌司氏は、社外取締役及び社外監査役以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有し、会計・財務における高度な専門知識を有しており、また当社監査役として適切に職務を遂行していることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
- ③ 坂田靖志氏は、公認会計士の資格を有し、会計・財務における高度な専門知識を有しており、また当社監査役として適切に職務を遂行していることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、坂田靖志氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、矢島勝氏、松山昌司氏並びに坂田靖志氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の規定による法令の定める額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定です。
6. 当社は、矢島勝氏、松山昌司氏並びに坂田靖志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。矢島勝氏、松山昌司氏並びに坂田靖志氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、平成18年6月27日開催の第2回定時株主総会において、年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき、今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額を廃止した上で、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、コーポレート・ガバナンスおよび経営体制の一層の強化、ならびに機動的な報酬政策を可能とすることに加え、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内とさせていただき、各当該取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといいたしたいと存じます。

現在の取締役は3名ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといいたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務および責任ならびに昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額15百万円以内とさせていただき各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

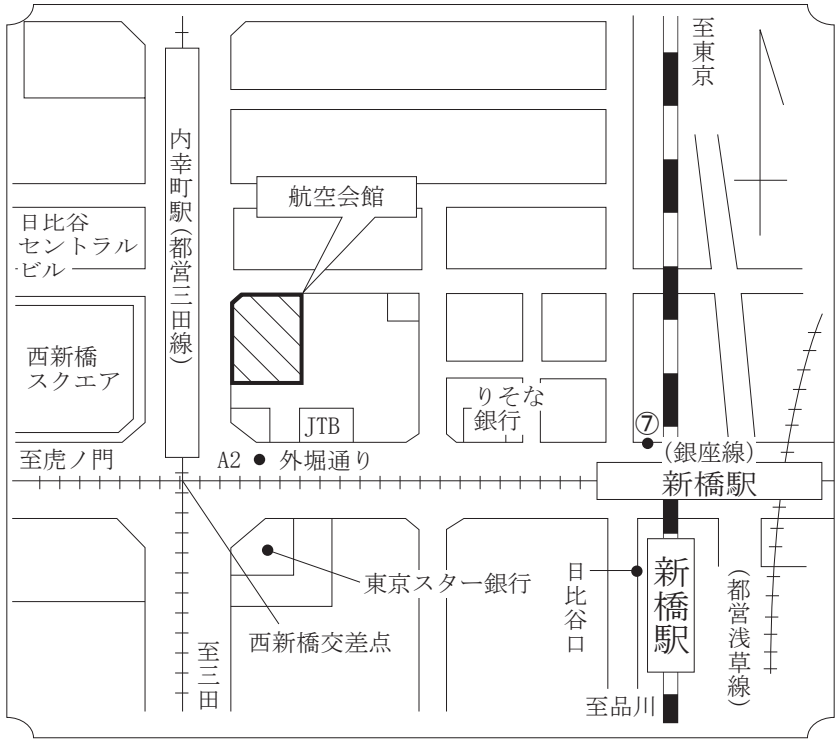
第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以上

# 第14回定時株主総会会場ご案内図

東京都港区新橋一丁目18番1号  
航空会館 201会議室



- |     |                   |      |      |
|-----|-------------------|------|------|
| J R | 京浜東北線・山手線・上野東京ライン | 新橋駅  | 日比谷口 |
| 地下鉄 | 東京メトロ銀座線・都営浅草線    | 新橋駅  | ⑦    |
|     | 都営三田線             | 内幸町駅 | A 2  |